

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。費用については、（１）食事療養を行う場合は、690円（1食につき）、（２）流動食のみを提供する場合は、625円（1食につき）となります。

また、厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、（１）を算定している患者さんに76円（1食につき）、食堂における食事療養を行ったときは、（１）もしくは（２）を算定している患者さんに50円（1日につき）が加算されます。

食事費用についても健康保険が適用されますので、実際に患者さんが負担する費用（いわゆる窓口負担）は下表のとおりです。

■入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般	一般	510円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童	300円
		精神病床に1年超入院する患者 等	
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
/	低所得者Ⅰ	110円	

令和7年4月 病 院 長